

I 市町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している市区が、人口規模が30万人以上では86.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では88.9%、10万人未満で87.3%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.1%、村では84.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	72.3%	68.3%	52.8%	46.5%	34.7%	-	49.9%	43.6%
	47	136	278	376	67	-	904	797
②母子保健主管課	1.5%	1.5%	0.8%	6.1%	5.2%	5.3%	3.8%	3.8%
	1	3	4	49	10	1	68	70
③児童福祉・母子保健統合課	6.2%	5.0%	5.7%	34.5%	44.6%	10.5%	22.7%	24.8%
	4	10	30	279	86	2	411	453
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	13.8%	20.6%	34.5%	0.2%	0.5%	42.1%	13.4%	15.6%
	9	41	182	2	1	8	243	285
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	-	0.5%	2.3%	-	1.0%	-	0.8%	0.7%
	-	1	12	-	2	-	15	13
⑥保健センター	1.5%	-	-	5.7%	5.7%	-	3.2%	3.4%
	1	-	-	46	11	-	58	62
⑦教育委員会	-	1.0%	3.0%	3.2%	1.6%	5.3%	2.7%	1.9%
	-	2	16	26	3	1	48	35
⑧市設置の保健所	-	-	-	-	-	5.3%	0.1%	-
	-	-	-	-	-	1	1	-
⑨市設置の児童相談所	-	-	-	-	-	15.8%	0.2%	0.1%
	-	-	-	-	-	3	3	2
⑩障害福祉主管課	-	0.5%	-	0.9%	2.6%	-	0.7%	-
	-	1	-	7	5	-	13	-
⑪その他	4.6%	2.5%	0.9%	2.8%	4.1%	15.8%	2.6%	6.1%
	3	5	5	23	8	3	47	110
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827